

事務名	プール等変更届（学校プールを除く。）
根拠法令	プール等取締条例施行規則第9条第1項

許可経営者又は届出経営者は、第四条第一項に規定するプール等経営許可申請書、同条第二項に規定するプール経営届又は前三条に規定するプール等経営承継届に記載した事項を変更したときは、遅滞なく変更届(別記第七号様式)を、知事に提出しなければならない。